

本日ここに、平成24年松本市議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、おそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申しあげます。

さて今年の夏は、全国各地で例年になく猛暑となり、今月に入りましても、日中は未だ厳しい残暑が続いております。

ここ松本では、7月の信州・まつもと大歌舞伎を皮切りに、美術館開館10周年の草間彌生特別展、国宝松本城の太鼓まつりや薪能、過去最多の325連が参加した松本ぼんぼん、サイトウ・キネン・フェスティバル松本など、数多くのイベントが開催されました。

さらには、J2松本山雅のリーグ後半戦がスタートしたことも重なり、県内外から多くの皆様方が松本にお見えになり、市内全域が一層盛り上がりを見せ、まさに文字通り、「松本の熱い夏」となりました。

また、昨年の福島第一原発事故の影響で遠のいていた外国人観光客の客足が、東日本大震災前の状況に少しずつ戻りつつありますことから、お盆明けも、松本城を中心に市街地が、多くの観光客で賑わいを見せております。

このように文化や芸術、スポーツなどを通して松本の魅力を高めることが、まちを一層活性化させ、国際社会や国内における松本市の印象や存在を高めることに繋がってまいりますので、引き続き、より好感の持てる優れた松本市が実感できるよう取り組んでまいります。

さて、国政に目を転じますと、去る8月29日、野田佳彦首相に対する問責決議が、参議院本会議で野党の賛成多数で可決されました。

これにより、野党は参議院での審議拒否に入り、9月8日の会期末を前に、多くの懸案事項を積み残し、地方交付税や国庫支出金の財源となる赤字国債の発行に必要な特例公債法などの重要法案が先送りされたまま、国会は空転状態となりました。

国民の声に背き、主要政党が「党利党略」をむき出しにした政争は、これまでも幾度となく繰り返されてきたことであり、その責任は、極めて重大であります。

是非とも、これ以上の政治空白を招くことのないよう、国会は立法機関としての本来の機能を果たし、与野党は真剣に打開の道を探り、国民生活を最優先に、将来を見据えた責任ある国政運営を、自治体を預かる者として強く願うところであります。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、本市が抱えております懸案事項等について申しあげます。

早いもので、私の3期目の市政運営がスタートして、間もなく半年を迎えようとしております。

6月定例会冒頭の提案説明の際にも申しあげましたとおり、3期目の市政運営はこれまでの重要施策を発展的に継承し、とりわけ5つの重要課題を、「健康寿命延伸都市・松

本」の創造のためのリーディングプロジェクトとして、取り組むこととしております。

そのために、文章構成上で言うところの起承転結の「起」を省き、「承」からスタートして、「転と結」にステップアップを図り、懸案課題の実現に向け、スピード感を持って取り組み、改めてこの地方都市「松本のかたち」を、少しでも市民の皆様にお示ししてまいりたいと、所信の一端を申しあげたところでございます。

そこでまずは、重要課題として掲げた5つの項目の取組状況などについて、申しあげたいと存じます。

始めに、「城下町の再生」を旨とする、「松本城南・西外堀復元と内環状北線整備など、松本城を中心としたまちづくり」について申しあげます。

松本城南・西外堀復元並びに内環状北線整備につきましては、外堀復元に向けた具体的な条件整備として、南・西外堀復元予定地の一部を、松本城公園の区域に編入するための手続きと遺構の保護を図るため、7月末までに、南・西外堀全体面積の約8割に当たる権利者の皆様から、史跡指定の同意をいただくことができました。

史跡松本城の追加指定に向け、同意をいただいた分について、文化庁に意見具申書を提出し、協議を始めたところでございます。

同意をいただいていない権利者の皆様に対しましては、引き続き、丁寧な説明と慎重な対応を基本姿勢に、ご理解、ご協力を賜りますよう、粘り強くお願いしてまいります。

今後は、権利関係者の皆様からご要望のありました補償算定などに着手し、事業化に向けて取り組んでまいります。

また、松本城を中心とした良好で優れた松本の景観は、次世代へと引き継ぐ大切な財産の一つでありますことから、松本市では平成20年に松本市景観計画を策定し、建築物などの形態や色彩、高さなどに景観形成基準を設け、周辺の景観を損なうものについて、規制や指導をしてまいりました。

この景観計画の中心市街地における建築物の高さは、松本城周辺の高度地区を除き、商業地域は、29.4メートルに制限されておりますが、この高さ制限は、最高限度の基準であり、当然、この高さをすべて許容するというものではありません。

しかしながら、これまで高層マンションなどの建設が計画されるたびに、城下町松本の優れた景観が阻害されることが危惧され、議会の一般質問などでも、たびたび取り上げられ、議論されてまいりました。

私たちが先人から受け継いできた素晴らしい景観を次世代へと引き継ぎ、松本城を核に城下町松本の再生並びに歴史あるまちづくりを進めていくために、立地する地域特性を考慮しないものや、風格ある城下町の都市空間の創出にそぐわない新たな高層建築物は、ふさわしくないものと考えております。

従いまして、現在、景観計画の中で用途地域ごとに定めた高さ制限を、今後は地域特性に合わせてさらに分割し、より細やかに制限する必要がある地域、特に松本城周辺の高さ制限につきましては、城下町松本にふさわしい高さ制限への上乗せを、議会ともご相談しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

次に、「健康産業の創出と誘致」に関連して申し上げます。

本年度新たに、商工課内に健康産業担当を設け、精力的に取り組んでいるところであり、現在は、推進母体である松本地域健康産業推進協議会に、企業から提案された具体的な事業について、その分科会である本市の関係部局で構成する、松本市健康産業推進研究会において、提案事業の実用化に向けて議論を行っております。

この実用化の検証に当たりましては、市民モニターの公募等により、市民の皆様にも深く関わっていただきたいと考えており、そのための体制づくりについて研究を進めています。

また、企業からの提案に基づく需要の創造だけでなく、松本市が主体となった需要の創造についても検討を始めております。

医療保険・介護保険等の公的保険や、従来の行政サービスを見直し、潜在的な需要を把握することで、より身近で、より市民の皆様のニーズを捉えた、新たな需要を生み出すことができるのではないかと考えております。

そのためには、行政の現場における様々なニーズや多くの課題を吸い上げ、加えて民間企業の助力を得て解決するという体制づくりを、併せて検討してまいります。

また、昨年度に引き続き、11月12日に「世界健康首都会議」の開催を予定しております。

さらに今年度は、「健康寿命」をキーワードとする新需要の創造について、広く市民の皆様へ情報を発信するとともに、市民との協働により新産業の創出に、直接市民の皆様が参加する枠組み作りを検討する、市民シンポジウムを併せて開催しますので、様々な提案をいただけることを期待するところでございます。

次に、「新しい交通体系によるまちづくり」について申し上げます。

松本城を中心とした中心市街地において、これまでの車を優先したまちづくりの考え方を転換し、人や自転車、公共交通を優先する交通政策を通じて、歩くことを基本に、住む、働く、楽しむなど、様々な都市活動が集積された持続可能なまちづくりに、鋭意取り組むこととしております。

そこで去る8月7日に、市民との情報の共有化と協働による一層の推進を図ることを目的に、「新しい交通体系によるまちづくりビジョン」を策定したところでございます。

このビジョンは、昨年5月に策定した「松本市次世代交通政策基本方針」をもとに、対象となる中心市街地のエリアや、人々が多様な目的で安心して行き交い、賑わうまちの姿が、市民の皆様へイメージし易いものとなりました。

そして、通過交通量や車速の抑制に効果が期待される「ゾーン30」や、中心市街地と郊外とを結ぶ公共交通ネットワークの構築を基本に、パークアンドライド駐車場や自転車活用の必要性などにも触れております。

また、昨年に続き、8月26日から7日間の日程で、今回は議会選出の議員のご参加もいただき、ヨーロッパ先進都市視察研修を実施しました。

前回視察したドイツ・フランスの3都市に加え、フランスのカーフリーデー発祥の地

ラ・ロッシェル、昨年6月にトラムを開通させたアンジェを視察し、最先端の公共交通システムやまちの賑わいはもとより、郊外における車利用の状況や市民との合意形成へのプロセス等について、積極的に視察していただきました。

さらに、この取組みを市民の皆様に見えぬ形として、来る9月22日の「2012松本カーフリーデー」の開催に併せ、車の通行を制限することで、安心して歩ける空間を確保し、まちの賑わいに繋げていく、社会実験に取り組むこととしております。

具体的には、大名町通りでは片側1車線を路線バスと自転車の走行レーンとし、もう1車線を歩行者の優先空間として開放し、従来の「歩車分離」の形体から、「歩車共存」への発想をもって試みるものでございます。

また、中町通りでは、車道を狭くし、路側帯を広げた道路改良工事の完了を受け、「ゾーン30」の試みとして、交差点等にプランターなどの構造物を設置し、車道幅員を狭くすることにより、歩行者空間の創出と車利用の抑制を図る社会実験を行うこととしております。

こうした取組みは、県内には事例がなく、全国的にも数少ないことから、松本警察署や地元町会、商業団体などと連携を取りながら、必要な調査や社会実験を積み重ね、まずは情報提供などに努め、市民の皆様との合意形成を最優先に取り組んでまいりますので、一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、「地域づくりの推進」について申し上げます。

これまで申しあげましたとおり、地域づくりの推進は、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を図るための基盤づくりであります。

昨年度末に策定した「地域づくり実行計画」に基づき、支所・出張所、公民館、福祉ひろばの機能を一体化し、地域づくりを最前線で支援するための拠点として、「(仮称)地域づくり支援センター」を市内全地区に設置することとし、現在市内において、実施に向けた検討を行っております。

具体的には、支所・出張所が未設置の15地区に、可能な限り来年度から専任職員を配置したいと考えておりますので、一定の整理ができた段階で、議会にご報告してまいります。

一方、地区における地域づくりの現状に目を向けますと、既に市内各地区で、何らかの研究や検討が始まっており、特に地域づくりを中心となって進めていく、緩やかな協議体の組織づくりが始まった地区もございます。

今後も引き続き、そのような活動を支援するとともに、地域が主体的に地域課題の解決に取り組んでいけるような体制を整えてまいります。

また、今後は、今以上に地域の魅力を磨き上げ、ときには特産品や史跡などの地域資源を生かした取組み、さらには、地域づくりとはこれまで関係が希薄であった、経済振興や都市計画などの新たな発想を加え、NPOや企業などへもネットワークを広げ、より幅広い視野での取組みが必要と考えております。

そこで、更なる啓発や学習活動を進め、具体的な取組みを支援していくための経費や、地域力の向上を目指した活動に対する「地域力アップ提案事業交付金」を、9月補正予算

に計上させていただいております。

今後も「市民が主役、行政は黒子」を原則に、地域力や市民力が発揮できる「松本らしい地域づくり」を、市民の皆様との協働により、一歩ずつ着実に進めてまいります。

次に、「人と情報の交流拠点都市の形成 都市間交流事業」に関連して申し上げます。

昨年6月のFDA（フジドリームエアラインズ）就航1周年記念セレモニーを契機として、私は、鹿児島市へのトップセールスに赴き、その後、九州戦略の一環としての信州まつもと空港の利用促進に向けた取組みを推進してまいりました。

本年4月には、森^{もり}博幸^{ひろゆき}鹿児島市長の松本市訪問が実現し、その際、観光面だけではなく、今後、様々な分野での交流推進を図るべく、共に協力して検討を進めていくことといたしました。

さらに、今年度の6月補正予算に、鹿児島市との交流促進事業の関連予算を計上させていただきましたので、去る8月23日、サイトウ・キネン・フェスティバル松本のスクリーンコンサートを新たに鹿児島市で開催するなど、具体的な交流事業に取り組むとともに、調整を進める中で、7月下旬に森鹿児島市長から、松本市との交流都市協定の締結を進めたいとの嬉しいお申し出をいただきました。

そこで、来る9月16日、私が鹿児島市に出向き、交流都市協定を調印する運びとなりました。

なお、詳細につきましては、今定例会中の総務委員協議会へご報告申し上げる予定でございますが、FDAが結んだ縁でございますので、立会人にFDAの鈴木^{すずき}与平^{よへい}社長をお願いしてまいりたいと考えております。

このように、鹿児島市とは、わずか1年余りの取組みにより、交流都市協定の締結の運びとなります。

目的を達成するためには、成し遂げようとする意思の強さと、数少ない機会を確実に捉えることが重要であると、改めて実感した次第でございます。

また、九州戦略につきましては、松本市観光大使であり、J2という新たなカテゴリーで、多くの市民やサポーターの皆様と、共に熱い戦いを続ける松本山雅FCを活用して、引き続き、九州でのアウェーゲームにおいて、観光宣伝活動などを行ってまいります。

そして、このたびの鹿児島市との交流都市協定の締結を、九州戦略推進の要とし、人的な交流を含めた様々な交流事業を一つでも多く実現することが、信州まつもと空港の活性化に繋がるものと考えておりますので、引き続き、積極的に推進してまいります。

次に、「世界冬の都市市長会」への入会についてでございますが、本年6月補正予算において、入会等の関連予算をお認めいただきましたので、事務局の札幌市へ入会申請手続きをお願いしましたところ、早速8月1日からの入会が認められ、実務担当者会議に、職

員が出席いたしました。

この入会により、アメリカのアンカレッジを始め、ロシアの3都市など世界各都市との国際交流が図れること、また、平成22年に観光・文化交流都市協定を締結した札幌市が参加しておりますことから、札幌市との交流事業の更なる推進が期待されるところでございます。

今後は、冬そのものを「資源・財産」として捉えた観光、産業振興などの面から、松本のまちづくりに繋がるような研究を進め、今回の入会を意義あるものにしてまいりたいと考えております。

以上、5つの重要課題の取組状況についてご報告申しあげましたが、これらの重要課題は、引き続き、「健康寿命延伸都市・松本」の創造の実現に繋がるよう、関連付けて取り組んでまいります。

さて、「健康寿命」につきましては、私が市長就任以来、一貫して申しあげてきたことでございます。

思えば4年前に、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を市政運営の大きな柱に据えて取り組んでいく、と皆様にお話しさせていただいたときには、正直申しあげて周囲の反応も芳しくなかったように記憶しております。

しかしながら私自身は、その後も、いささかもぶれることなく、この「健康寿命の延伸」こそが、超少子高齢型人口減少社会に的確に対応する、時代を先取りして取り組むべき最優先課題であるとの強い思いで、今日まで取り組んでまいりました。

そして昨年、松本市の今後10年間の都市経営の基本となる「基本構想2020」において、市民の皆様から提案を受け、私たちが目指す将来の都市像、すなわち、まちづくりの目標として「健康寿命延伸都市・松本」の創造が位置付けられ、議会を始め市民の皆様と、共にその歩みを進めているところでございます。

一方、国におきましても、この7月に、厚生労働省が制定した21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる「健康日本21」の第2次計画において、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針として、この「健康寿命の延伸」という文言が、初めて明文化されました。

また、厚生労働省では、「健康日本21」の関連施策として、「健康寿命をのばしましょう」とのスローガンを掲げた、「スマート・ライフ・プロジェクト」を展開しており、私ども松本市としましては、他に先駆けて取り組んでまいりましたことから、まさに、健康寿命のリーディング都市の矜持を持って、このプロジェクトにも積極的に関わり、健康寿命延伸を目指し、全国の都市を牽引する意気込みで取り組んでまいりたいと考えております。

こうして振り返りますと、「焦らず、気負わず、地道に、自分のできる範囲で」との信条を持って、取り組んでまいりましたことが、全国のスタンダードになったことに、強い感慨を覚えると同時に、他に先駆け取り組んでいるフロントランナーとしての自負と責任を、引き続き果たしてまいる決意と覚悟を、全職員と共に新たにすることでございます。

次に、「松本市災害時医療救護活動マニュアル・原子力災害編」の策定について申し上げます。

ご承知のとおり松本市は、新潟県の柏崎刈羽原発、静岡県の浜岡原発、あるいは石川県しかの志賀原発から、いずれも150キロメートル以上離れておりますが、チェルノブイリ原発事故では、放射性物質の飛散により、200キロ、300キロメートルと離れた場所が局所的に高濃度の汚染区域となる、いわゆるホットスポットとなる現象があり、さらに昨年の福島第一原発事故におきましても、首都圏等の都市を含め、県内の佐久市や軽井沢町などでも同様の事態が生じました。

私は医療者の市長として、福島第一原発事故を教訓に、まずは市民の皆様の不安を解消するとともに、健康被害を最小限に抑えることを第一の目的と考え、市民の皆様の命と健康を守るため、行政の責任で、いち早く判断させていただき、マニュアルを策定した次第でございます。

国のガイドラインは示されておりましたが、昨年12月に策定した「松本市放射性物質事故災害対策指針」に基づき、長野県近隣の原子力発電所に事故が発生した場合を想定したものであり、内容につきましては、原子力災害医療のあり方、緊急被ばく時の医療体制、医療活動における留意すべき事項など、松本市医師会を始めとする関係諸団体と連携した、松本市ならではの取組みについて記載し、詳細につきましては、7月に議会へご報告申し上げたところでございます。

昨年の福島第一原発事故において、政府や東京電力は、原子力災害に対する危機管理能力の未熟さを露呈しました。

そのような状況の中、日本に現在ある54基の原子力発電所が再稼働の方向にあり、例え松本市独自であっても、その対策を定めておく必要があると判断いたしました。

昨日、本年度の医療救護活動訓練に併せ、この原子力災害編マニュアルに基づく初めての原子力災害対応訓練を、松本市医師会を始めとする多くの関係者、並びに市民の皆様のご協力をいただき実施いたしました。

浅間温泉文化センターへの原子力災害医療救護所の開設、救護所を訪れた市民に対するスクリーニングなどの医療救護活動、安定ヨウ素剤の配布など、全てが初めての取組みでありましたが、一つ一つ積み重ねていくことにより、市民の皆様に安心感が生まれていくものと考えております。

次に、本年で21回目を迎えたサイトウ・キネン・フェスティバル松本について申し上げます。

市民の皆様はもとより、多くの方々が待ち望んでおりましたサイトウ・キネン・フェスティバル松本が、8月4日に開幕いたしました。

かけいだいじょう

8月19日からのオペラ「火刑台上のジャンヌ・ダルク」では、期待の新鋭、山田和樹氏が指揮し、主演のイザベル・カラヤンさんの熱演で、素晴らしい公演となりました。

オーケストラ公演では、日本でも絶大な人気を誇るダニエル・ハーディングさんが、楽都松本にふさわしい「アルプス交響曲」を指揮し、また、あがたの森コンサートでは、ジャズやタンゴなど多彩なプログラムを取り入れ、クラシックとはひと味違った盛り上がりを見せました。

さらに、2回目となるサイトウ・キネン・フェスティバル松本と、まつもと市民芸術館との共同制作「兵士の物語」は、昨年よりさらに充実した公演となり、いずれもサイトウ・キネン・フェスティバル松本の今後の発展と広がりを感じさせるものでありました。

8月23日には、松本市と観光・文化で交流の深い、札幌市、金沢市、鹿児島市に加えて東日本大震災被災地の仙台市で、オーケストラ公演の生中継を行い、新たな観客誘致にも取り組んだところでございます。

来る7日には、20周年記念スペシャルコンサートが開催され、いよいよ9日に閉幕となりますが、今年もサイトウ・キネン・フェスティバル松本の素晴らしさを、そして、その高い芸術性を十分に発揮していただけたものと考えております。

今後も、サイトウ・キネン・フェスティバル松本の持つ魅力と音楽の都「楽都・松本」を、国内のみならず、世界に向けて発信していくため、「松本の宝」として、できる限り支えてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

次に、「第50回技能五輪全国大会」について申し上げます。

いよいよ技能五輪全国大会の開催が来月26日に迫り、現在、松本市並びに松本市支援委員会としましても、大会の成功に向け、着々と準備を進めております。

始めに、選手の出場状況でございますが、全国から40職種に約1,100名が出場予定であります。長野県からは121名の出場が見込まれております。その内、松本市からは、昨年を5名上回る、17名の選手が出場予定でございます。

この大会は、来年ドイツのライプツィヒで開催される国際大会への予選会も兼ねておりますので、本県の選手の皆様には、是非とも金賞を目指して頑張ってください、国際大会への切符を手にしていただきたいと思います。

そして、多くの市民の皆様には優れた技能をご覧いただくため、大会期間中、長野県建設産業団体連合会が主催する「ものづくり体験フェア」と連携し、多くの体験型イベントを実施するとともに、全国から松本に来られる選手、そして関係者の皆様への「おもてなし」や特産品販売など、様々なイベントを併せて開催するよう準備しております。

また、本大会を盛り上げるため、高校生による「まつもと学生コンシェルジュ」を結成し、競技中のライブ中継や、大会当日までの様々なPR活動を日々ブログで発信していく、「情報発信プロジェクト」の取組みも行ってまいります。

本大会の開催に当たりましては、私も大会副会長を務めるとともに、長野県・松本市・諏訪市の3者で設置した大会運営本部の松本事務所が、8月30日にオープンしましたので、松本市としましても、大会の成功に向け、職員を挙げて取り組んでまいります。

次に、昨日開催された「学都松本フォーラム」に関連して申し上げます。

三ガク都の一つである学問の「学都」につきましては、これまでの松本市の歴史が物語るように、昔から教育に対する思いや熱意が非常に高く、その潮流が文化、学問を重んずる気質として、現在まで引き継がれてまいりました。

私は、かねてから一貫して、いのちの質や人生の質を高め、「量から質への転換」を基本理念とし、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を掲げておりますが、一人ひとりが生涯にわたって人間性を培う「学都」を目指すことは、まさにこの理念の土台ともなるべきものと考えております。

今回、初めての開催となりましたこのフォーラムを通し、多くの市民が「学ぶ」ことの大切さを実感し、もう一度考え直す機会となれば、学都への第一歩となるものと思います。その意味でも、この「学都松本フォーラム」の更なる継続、発展を期待するところでございます。

最後に、7月23日から29日にかけて、チェルノブイリ原発事故後の現況調査並びに情報収集のため、ベラルーシ共和国を訪問してまいりましたので、ご報告申し上げます。

今回の訪問は、チェルノブイリ原発事故後26年の歳月が経過する中で、汚染地の現在の状況、並びにそこに居住する人々、とりわけ子どもたちの健康への影響の現状、また医療機関で働く医師等との面会、さらには高度汚染地の視察、保健局高官との面会などを予定しておりました。

しかしながら、ベラルーシ共和国の国家体制がチェルノブイリ事故関係の取材などには、未だ厳しいチェックがあるとのことでしたので、どれだけ正しい情報が入手できるか不安な面もございました。

往復の移動に4日かかるため、実質的には3日半の滞在という強行軍ではございましたが、首都ミンスク市を始め、今回は原発30キロゾーンと同等の高汚染地区、いわゆるホットスポットエリアで、現在も居住禁止区域となっているゴメリ州のバルトロメーエフカ村に足を運ぶことができました。

その際には、チェルノブイリ原発事故後に設けられた非常事態省の汚染地域管理官に同行いただき、また、州立保健局長や国家機関の医療施設の医師とも懇談する機会を得ることができました。

結果として、それぞれの訪問先で予想外の最新情報を収集でき、思い切って出掛けてよかったと実感したところでございます。

同行者からは「あなたのこれまでの信頼関係があったからだ」とのお言葉もいただき、面会した政府関係者、医療者、住民らは、それぞれ本音を語ってくれました。

彼らの言葉から事故後の現況を総括すると、「チェルノブイリ事故の影響は現在も進行形であり、今後の見通しすら見えていない。汚染に対する除染などの諸問題、さらには低線量被曝等による健康被害は、引き続き、注意深い定期的な経過観察が必要である」ことを、改めて確認することができました。

私は、今回の訪問で、原発事故から26年の歳月が経過した今でも、汚染被害の続く大地に生きる人々の苦難、まさしく原子力災害による終わりのない苦悩に直面し、改めて原子力の平和利用については、より慎重に進めることが必要であると、強く感じた次第でござ

ございます。

そして、このたび現地で見聞きしたことが、福島第一原発事故の今後の様々な対応の参考になるものと思っております。

それでは、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

本日提案申しあげました議案は、条例4件、予算4件、決算2件、契約2件、財産3件、道路2件、その他2件のほか、緊急を要し、専決処分しました財産の取得1件の、合わせて20件となっております。

まず始めに、条例について申し上げますと、災害対策基本法の改正に伴うもの、梓川共同作業所「ほほえみの家」の閉所に伴うもの、指定管理者制度の導入に伴うものなど、4件を提出しております。

次に、予算についてでございますが、補正予算の説明に先立ち、現在の我が国の経済状況について若干申し上げます。

政府は、8月28日に発表した8月の月例経済報告で、個人消費や設備投資などの内需は、引き続き上向いているとして、「復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある」との前の月からの文言は維持しつつ、欧州や中国など海外経済の減速を受け、輸出や生産に弱さがみられることから、「このところ一部に弱い動きがみられる」との表現を追加し、景気の基調判断を、昨年10月以来、10カ月ぶりに下方修正しました。

また、先行きについては、「当面、世界景気減速の影響を受けるものの、復興需要等を背景に、景気回復の動きが続くと期待される。ただし、欧州政府債務危機を巡る不確実性が依然として高い中で、世界景気の更なる下振れや、金融資本市場の変動が、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、電力供給の制約やデフレの影響等にも注意が必要である。」としております。

このような経済状況の中で編成いたしました平成24年度9月補正予算は、今年度中に事業化が必要な政策的経費や、国・県補助事業の内示に伴う経費などを計上しております。

補正予算の規模としましては、一般会計で10億8,500万円の追加、特別会計では、奈川観光施設事業特別会計で3,320万円の追加、企業会計では、水道事業会計など2会計で3,745万円の更正減となっており、全会計の補正額は、10億8,075万円の追加をしております。

補正の主な内容につきましては、本年7月に策定した「松本市災害時医療救護活動マニュアル・原子力災害編」に基づき、医療活動で必要とされる放射線量測定器を配備する経費、放射性ヨウ素による内部被ばくを防護するため、観光客など約2万人分の安定ヨウ素剤を、追加・備蓄する経費などの、防災関係費を計上しております。

また、JR松本駅構内の松本市観光案内所を、3ガク都・松本の玄関口としてリニューアルする経費や、先ほど申しあげました、松本城を中心とした良好で優れた松本の景観を次世代へと引き継ぐため、市内全域や地区ごとの建築物の高さ制限について、基本方針の策定に向けた基礎調査・検証等を、景観アドバイザーにお願いする

経費などを計上しております。

次に、平成23年度決算について申し上げます。

平成23年度の一般会計と、14の特別会計を合わせた決算総額は、歳入が1,454億5,284万円、歳出が1,427億4,735万円となっております。

従いまして、形式収支は27億548万円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、25億6,586万円の黒字決算となりました。

このうち、一般会計につきましては、歳入が954億5,487万円、歳出が940億416万円となり、形式収支は14億5,070万円、実質収支は13億1,108万円となりました。

また、特別会計では、14の全ての会計が、黒字若しくは収支均衡の決算となりました。

我が国の経済情勢は、リーマンショックの影響から立ち直る途上にあったところへ、平成23年3月に発生した東日本大震災により、経済活動は深刻な打撃を受け、厳しい状況からのスタートとなりました。

その後、官民の総力を結集した復旧、復興努力により、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降は急速な円高の進行や世界経済の減速が影響し、景気の持ち直しは、力強い回復とはなりませんでした。

こうした状況の中で、国が度重なる補正予算を編成したことにより、復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えし、緩やかな持ち直しが続きました。

この結果、国の税収見通しは、42兆8,326億円、前年度決算対比3.2%増で、補正予算額を8,026億円上回り、さらに特に、所得税は13兆4,761億円で、前年度決算対比3.8%の増、法人税は9兆3,514億円で、前年度決算対比4.3%の増、消費税は10兆1,945億円で、前年度決算対比1.6%の増となりました。

また、地方財政においては、地方債依存度が13.9%程度で、前年度より2.5ポイント減り、年度末における地方の借入金残高は、約200兆円程度に達する見込みとなりました。

今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることから、地方財政は構造的にみて非常に厳しい状況にあります。

松本市としましては、このような非常に厳しい経済情勢の下、新たな松本市の総合計画「基本構想2020並びに第9次基本計画」に掲げる、6つのまちづくりの基本目標に沿って、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を将来の都市像として掲げ、できるところから一步一步着実に、堅実に、そして誠実に、施策を推進してまいりました。

また、将来に向けて、安定した市政を推進していくため、歳出全般の徹底した見直しによる歳出構造の改善と、経済対策による財政基盤の強化を図りながら、健全財政の堅持を念頭に、堅実な財政運営の強化を図りました。

今後も、市民の要請に的確に応え、将来を見据えたまちづくりを進めていくため、引き続き、行財政改革の推進と財政体質の強化に努め、計画的な展開が可能となる行財政運営を進めてまいります。

次に公営企業会計の決算について申しあげます。

上高地観光施設事業会計では、431万円の利益が生じ、平成19年度以降、5年連続の黒字決算となりました。

水道事業会計では3億3,619万円の利益が生じ、10年連続の黒字決算となり、また、下水道事業会計でも5億8,292万円の利益が生じ、4年連続の黒字決算となりました。

病院事業会計としましては、会田病院事業会計では、収益的収支で110万円の黒字決算となりました。

また、波田総合病院事業会計につきましても、収益的収支が497万円で、平成18年度以降、6年連続の黒字決算となっております。

企業会計におきましても、依然として厳しい経営環境ではありますが、更なる企業努力に取り組み、経営基盤の確立に努めてまいります。

次に契約案件といたしましては、（仮称）あがた運動公園多目的広場建設工事の請負契約、並びに開明小学校大規模改造第1次整備事業第2期主体工事の議決更正2件を提出しております。

次に財産につきましては、島内・岡田・入山辺・本郷・四賀地区に設置します鳥獣被害防護柵資材、並びに市道7817号線改良事業用地の取得など3件を提出しております。

その他の議案といたしましては、市道関係2件、市営住宅の家賃滞納者に対し、明け渡し請求等を行うための訴えの提起、松本広域連合事務所の位置の変更に伴う規約変更を提出しております。

次に報告議案といたしまして、平成24年7月20日付けで専決処分した、波田文化センター用地の取得について、報告しております。

また、議案以外のものといたしましては、平成23年度の健全化判断比率、並びに公営企業資金不足比率のほか、松本市が資本金等の2分の1以上を出資しております法人の事業報告など7件と、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告16件を報告しております。

なお、今定例会中には、同報系デジタル防災行政無線システム整備工事の請負契約の締結について、追加提案させていただくほか、人権擁護委員の推薦について、お願いする予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明申しあげましたが、詳細につきましては、担当部局長、会計管理者からそれぞれ補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申しあげます。

（以 上）